

平成 30 年度看護関係予算概算要求について

平成 29 年 9 月 5 日 (火)

厚 生 労 働 省



平成30年度 看護関係予算概算要求の概要

1. 看護職員の資質向上

(1) 特定行為研修制度の推進

(括弧書きは前年度予算額)

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 352百万円(403百万円)
指定研修機関の確保や特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、研修機関の設置準備に必要な経費や運営に必要な経費に対する支援を行う。また、平成29年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセス(以下、「公開プロセス」という。)の結果などに基づき、eラーニング導入経費などを支援する。
- ② 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 **新規** 63百万円(0円)
※医療提供体制施設整備交付金34億円の内数
看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 69百万円(22百万円)
指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施に対する支援を行う。また、公開プロセスの結果などに基づき、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。
- ④ 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進 5百万円(5百万円)
医療従事者や国民に対して特定行為研修制度を周知し、理解促進を図る。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円(11百万円)
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に対する支援を行う。
- ② 看護教員養成支援事業(通信制教育) 8百万円(8百万円)
看護教員養成における通信制教育(eラーニング)の実施に対する支援を行う。

(3) 在宅看取りに関する研修事業

22百万円(22百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修等の実施に対する支援を行う。

2. 看護職員の復職支援等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

① 中央ナースセンター事業

211百万円(211百万円)

看護師等の未就業者の就業促進など看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターの取組の支援・指導・調整などに対する支援を行う。また、看護師等免許保持者の届出制度の活用が促進されるよう、ナースセンターの総合的な復職支援の実施に対する支援を行う。

② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

※医療提供体制推進事業費補助金156億円の内数

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が各ハローワークと連携して実施する、求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

① 看護職員確保対策特別事業

44百万円(44百万円)

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に対する支援を行う。

② 助産師出向等支援導入事業

※医療提供体制推進事業費補助金156億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握等の実施に対する支援を行う。また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための調整等の取組に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

62百万円(62百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金156億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

事項要求（60, 244百万円）

各都道府県において策定された地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業が一層本格化する。2025年に向けて、地域医療構想の実現を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援が求められる。

（参考）【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

③ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産所及び助産師外来施設・設備整備事業

② 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等事業
- 在宅医療推進協議会の設置・運営事業

③ 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所運営等事業、看護師等養成所施設整備等事業
- 病院内保育所運営事業、病院内保育所施設整備事業
- 新人看護職員研修事業
- 看護職員確保対策特別事業
- 看護師宿舎施設設備整備事業
- 看護職員資質向上推進事業
- 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進事業
(ナースセンターのサテライト展開等)
- 看護師勤務環境改善施設整備事業
- 看護職員の就労環境改善事業
- 看護職員が都道府県内に定着するための支援事業
- 医療勤務環境改善支援センター事業

5. その他

看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

① 救急医療業務実地修練等経費

・ 看護師救急医療業務実地修練研修事業

※救急医療業務実地修練等経費 13百万円の内数

救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。

・ 保健師等救急蘇生法指導者講習会

※救急医療業務実地修練等経費 13百万円の内数

保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会を実施する。

② ドクターヘリ事業従事者研修事業

7百万円（7百万円）

ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。

③ 外傷外科医養成研修事業

11百万円（11百万円）

重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るための研修の実施に対する支援を行う。

④ NBC災害・テロ対策研修事業

6百万円（6百万円）

NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業

※DMAT体制整備事業 259百万円の内数

災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑥ 災害時小児周産期リエゾン養成研修事業

6百万円（3百万円）

災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、DMATや災害医療コーディネーターに対して適切な情報提供を行えるリエゾン（調整役）を養成するための研修を行う。

⑦ 在宅医療関連講師人材養成事業

23百万円（23百万円）

小児を含む在宅医療、訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。

⑧ 人生の最終段階における医療体制整備等事業

66百万円（66百万円）

患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、患者の相談にのる医療従事者の育成研修等を行う。

⑨ 院内感染講習会事業

26百万円（26百万円）

医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として組織的な対応方針の指示や教育等についての講習会を実施する。

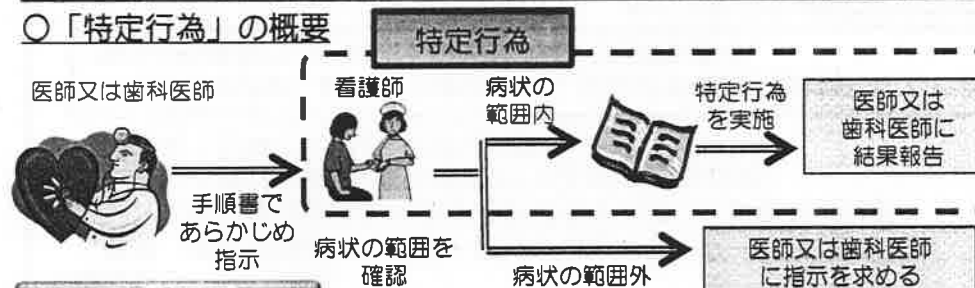
看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

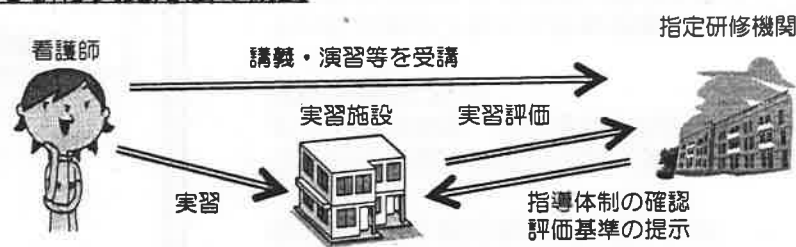
平成30年度概算要求額 351,774千円（平成29年度予算額 403,306千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

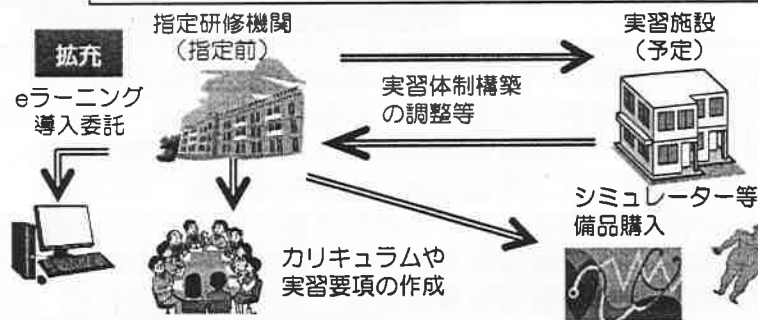
看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

概算要求額 95,102千円（148,864千円）

【1施設あたり基準額 4,468千円（3,766千円）】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業（指定研修機関指定前の補助）



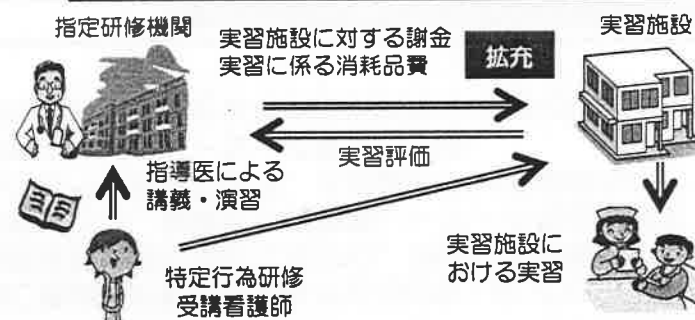
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

概算要求額 256,672千円（254,442千円）

【1施設あたり基準額 4,954千円（4,414千円）】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導医に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業（指定研修機関指定後の補助）



看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

平成30年度概算要求額 63,280千円（医療提供体制施設整備交付金34億円の内数）

新規

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

平成30年度概算要求額 68,858千円（平成29年度予算額 21,540千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析を行う。

指導者育成事業

○指導者育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施（講習会参加者は総数で1,200名程度を想定）
- ・委託先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施（研修会参加者数は総数で100名程度を想定）
- ・委託先：公募により選定された団体

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。



講習会等を開催



【委託先団体】
指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



特定行為研修の実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修の実施状況や連携体制等に係る実態調査及び分析
- ・指定研修機関の特定行為研修の受講に係る費用負担等に係る実態調査及び分析
- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修準備、研修実施等の各段階の課題把握及び分析
- ・その他研修修了者の活動実態等に係る調査、特定行為研修に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関 (1/2)

(29都道府県54機関(2017年8月2日現在))

所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)	所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)
北海道	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1	千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	1区分 2区分	2016/2/10 (2017/2/27)
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1区分	2017/8/2		一般社団法人日本慢性期医療協会	7区分 1区分 1区分	2015/10/1 (2017/2/27) (2017/8/2)
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	1区分	2015/10/1		医療法人社団永生会	2区分	2017/8/2
宮城	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10		医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27		学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
福島	医療法人平心会 須賀川病院	3区分 1区分	2016/8/4 (2017/8/2)	東京	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1
	公益財団法人星総合病院	1区分	2016/2/10		公益社団法人地域医療振興協会 JADECOR-NDC研修センター	21区分	2015/10/1
	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27		公益社団法人日本看護協会	11区分 3区分	2015/10/1 (2016/8/4)
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	10区分	2016/8/4		社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	2区分	2017/2/27
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1		社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	3区分	2017/8/2
群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	1区分	2016/8/4		セコム医療システム株式会社	8区分	2017/8/2
埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	7区分 6区分	2015/10/1 (2016/2/10)		独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	5区分	2016/2/10		独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関 (2/2)

(29都道府県54機関(2017年8月2日現在))

所在地	指定研修機関名	特定 行為 区分数	指定日 (変更 承認日)	所在地	指定研修機関名	特定 行為 区分数	指定日 (変更 承認日)
神奈川	医療法人五星会 菊名記念病院	1区分	2017/8/2	大阪	社会医療法人愛仁会	9区分	2016/2/10
	医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	1区分	2017/8/2		公立大学法人大阪市立大学	5区分	2017/2/27
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9区分	2017/8/2		社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
富山	医療法人社団藤聖会 八尾総合病院	1区分	2017/8/2	兵庫	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	8区分	2017/2/27
石川	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2区分	2017/8/2	奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	7区分	2015/10/1
	公立能登総合病院	1区分	2017/2/27	和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分	2017/2/27
	公立松任石川中央病院	4区分	2017/8/2	岡山	学校法人 川崎学園	10区分	2017/2/27
	国民健康保険小松市民病院	2区分	2017/8/2	香川	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分	2017/2/27
福井	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4	高知	社会医療法人 近森会 近森病院	2区分	2016/8/4
	学校法人 新田塚学園 福井医療大学	2区分 1区分	2016/8/4 (2017/8/2)	福岡	医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	1区分	2017/8/2
	学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1		社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2
愛知	学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1	佐賀	社会医療法人 祐愛会織田病院	1区分	2017/8/2
滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	3区分 6区分	2016/2/10 (2017/2/27)	大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	5区分 2区分	2015/10/1 (2017/2/27)	鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	3区分 2区分	2016/8/4 (2017/2/27)
京都							

在宅看取りに関する研修事業

平成30年度概算要求額 21,845千円（平成29年度予算額 21,845千円）

在宅での看取りにおける規制の見直し

規制改革前の状況

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- このため、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

○以下の要件を全て満たす場合には、対面での死後診察によらず、医師が死亡診断書を交付できるよう、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせ患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

規制改革により実現すること

- 患者や家族が希望する、住み慣れた場所での穏やかな看取りが実現する。



【平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置】

事業概要

- 在宅での看取りにおける医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修等を実施する。

ナースセンター事業（概要）

平成30年度概算要求額

210,759千円

平成29年度予算額

210,755千円

（ア）中央ナースセンター 1か所（各都道府県ナースセンターの中央機関）

（イ）都道府県ナースセンター 47か所（看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関）

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

- ① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ② 高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※人材確保法：看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年）

ナースセンター組織図

中央ナースセンター（人材確保法第20条）

〔事業概要〕

- ① 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ② 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④ 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤ その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

都道府県ナースセンター（人材確保法第14条） ※平成10年度 運営費を一般財源化

事業運営委員会

ナースバンク・「看護の心」普及事業部

〔事業内容〕

- (1) ナースバンク事業
 - ① 再就業相談事業
 - ② 看護力再開発講習会
 - ③ 准看護師養成所専任教員再就業研修
- (2) 「看護の心」普及事業
 - 看護職員リフレッシュ研修会
- (3) 看護職員確保対策連絡協議会
- (4) 電算機（NCCS）の運用

訪問看護支援事業部

〔事業内容〕

- (1) 訪問看護支援事業
 - （訪問看護師からの相談受付）
 - （訪問看護業務の実態把握）
- (2) 訪問看護相談事業
 - （在宅療養者等に対する相談・普及）
- (3) 訪問看護師養成講習会

重点地域（支所設置）

〔事業内容〕

（北海道、東京都、神奈川県、静岡県 等）・再就業相談事業

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際に、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
- 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース
「とどけるん」

離職時の届出

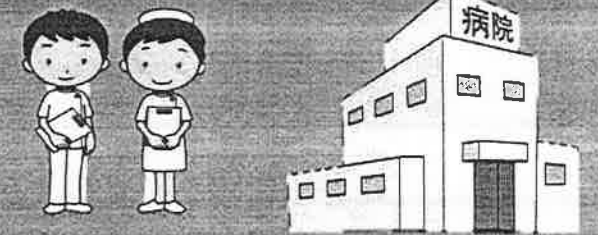
※代行届出も可

届出

支援体制
強化

ニーズに応じた
復職支援

医療機関等に勤務する
看護師等



復職

離職

離職中の看護師等

- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など

助言等

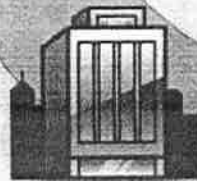


都道府県看護協会が
医師会、病院団体等と
ナースセンターの事業運
営について協議

連携



ハローワークや医療勤務
環境改善支援センター
等と密接に連携



より身近な地域での復
職支援体制を強化
(支所等の整備)

■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

○看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

■届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

とどけるん

検索

4 関係者による届出の支援

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

ナースセンター・ハローワーク連携事業の概要

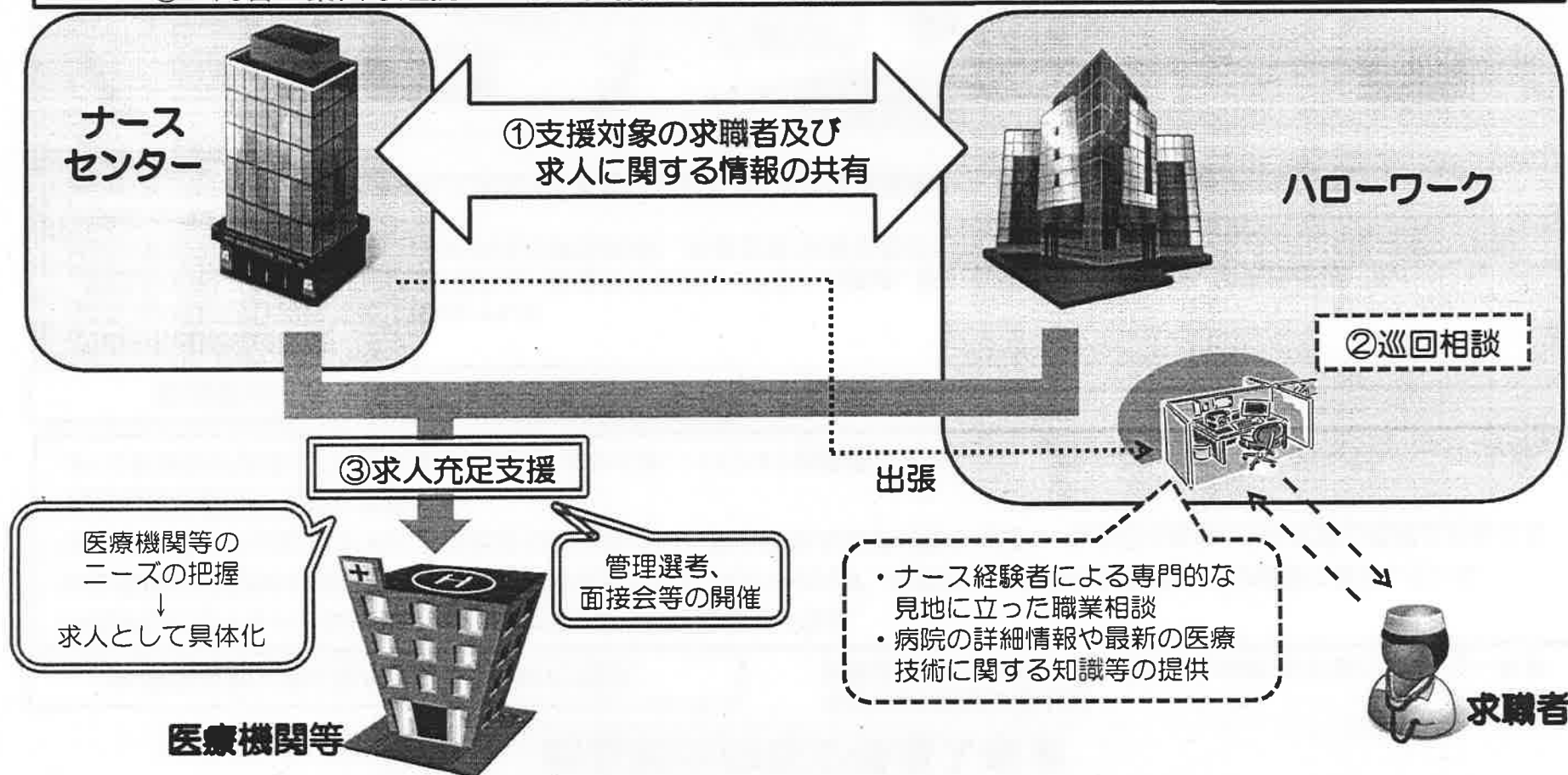
事業目的及び事業内容

平成30年度概算要求額 医療提供体制推進事業費補助金 156億円の内数
人材確保対策推進費 26億円の内数

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援



助産師出向等支援導入事業

平成30年度概算要求額

医療提供体制推進事業費補助金(156億円)におけるメニュー事業

助産師を取り巻く周産期医療体制の現状

- ・分娩件数に対する十分な助産師数を確保できていない医療施設が存在。
- ・出生場所別出生数は病院と診療所とではほぼ同数であるにもかかわらず、助産師の就業場所別就業者数は病院に偏在している。
- ・分娩数の減少や分娩を取り扱う医療施設の減少等により、助産学生の実習施設の確保や、助産所と連携して妊産婦の異常に対応する医療機関の確保が困難な状況。
- ・多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難。

助産師出向等支援導入事業概要

都道府県協議会の設置

※既存の看護職員確保等の協議会でも可

(都道府県看護協会、都道府県助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県看護行政担当者、学識経験者 等)

- ▶助産師出向の検討(助産師就業の偏在の実態把握)、計画立案(対象施設の選定・調整)、運営(対象施設及び出向助産師の支援)、評価・分析を行う。
- ▶助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。



都道府県における助産師就業の偏在を解消し、出向助産師の助産実践能力の強化、助産学及び看護学生(母性看護学)の実習施設確保等を図るとともに、助産所と連携する医療機関を確実に確保し、地域において安心・安全な出産ができる体制を構築する。

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

平成30年度概算要求額 62,372千円(平成29年度予算額 62,240千円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

外国人看護師候補者学習支援事業

平成30年度概算要求額 103,642千円(平成29年度予算額 103,586千円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託料等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

平成30年度概算要求額 医療提供体制推進事業費補助金(156億円)におけるメニュー事業

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県(間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設
(補助率) 定額

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護職員関係事業について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進

地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員が都道府県内に定着するための支援

地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内 医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

○平成29年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分額

事業区分	平成29年度配分額 (※1)	(参考) 平成28年度配分額	
			うち看護関係 事業(※2)
I 病床の機能分化・連携	503.8	457.7	0.4
II 在宅医療の推進	38.8	46.5	4.0
III 医療従事者の確保	361.1	399.5	212.6
計	903.7	903.7	217.0

※1 平成29年度配分額に基づく基金事業計画は、現在、各都道府県において作成中。

※2 主な看護関係事業

平成28年度
配分額

I	○ 院内助産所及び助産師外来施設・設備整備事業	0.4億円
II	○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等事業	3.4億円
	○ 在宅医療推進協議会の設置・運営事業	0.7億円
III	○ 看護師等養成所運営等事業	95.6億円
	○ 看護師等養成所施設整備等事業	18.9億円
	○ 病院内保育所運営事業 病院内保育所施設整備事業	50.7億円
	○ 新人看護職員研修事業	14.7億円
	○ 看護職員確保対策特別事業	8.6億円
	○ 看護師宿舍施設設備整備事業	2.3億円
	○ 看護職員資質向上推進事業	7.1億円
	○ 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進事業 (ナースセンターのサテライト展開等)	3.4億円
	○ 看護師勤務環境改善施設整備事業	2.1億円
	○ 看護職員の就労環境改善事業	1.7億円
	○ 看護職員が都道府県内に定着するための支援事業	5.5億円
	○ 医療勤務環境改善支援センター事業	2.0億円

厚生労働省における国家公務員の夜間看護等手当の増額要求について(平成30年度概算要求)

夜間看護等手当(人事院規則9-30)

手当増額による影響額 19 百万円

夜間看護等手当は、人事院規則9-30に定められており、病院、療養所、診療所等に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(※)において行われる看護等の業務に従事したとき、その勤務1回につき、次に定める額を支給される。

※深夜(22時～5時)

(現行)

(要求額)

・深夜の全部を含む勤務 : 6,800円 ⇒ 7,300円(+500円)

・深夜の一部を含む勤務

4時間以上7時間未満 : 3,300円 ⇒ 3,550円(+250円)

2時間以上4時間未満 : 2,900円 ⇒ 3,100円(+200円)

2時間未満 : 2,000円 ⇒ 2,150円(+150円)

※ 厚生労働省における国家公務員の夜間看護等手当の支給実績は「国立ハンセン病療養所」及び「国立障害者リハビリテーションセンター」のみ。



平成30年度地域保健活動対策関係予算概算要求の概要

地域保健活動対策

150百万円※

1. 人材育成対策の推進

85百万円

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

(主な事業)

・地域保健従事者現任教育推進事業

39百万円

2. 地域・職域の連携体制等の推進

65百万円

生活習慣病予防のため、地域・職域連携推進協議会を設置し、地域保健と職域保健の連携により保健事業の共同実施や社会資源の相互活用など、生涯を通じた継続的な健康管理の支援を推進する。

(主な事業)

・地域・職域連携推進事業

58百万円

広域的な地域・職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

3. 東日本大震災の被災者への健康支援（復興）

被災者支援総合交付金（復興庁所管）205億円の内数

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、被災3県（岩手、宮城、福島）における保健師による巡回保健指導等の各種健康支援活動やそれらを担う保健師等の人材確保などに必要な経費について、財政支援を行う。

※ 被災者支援総合交付金（復興庁所管）205億円の内数として一括計上のため、地域保健活動対策関係予算の合計額に含まれない。

平成30年度母子保健対策関係概算要求の概要(抜粋)



厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1 母子保健医療対策の強化

20,594百万円 → 21,007百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化～ 【一部推進枠2,483百万円】

(1) 子育て世代包括支援センターの全国展開【一部推進枠】

3,785百万円 → 3,660百万円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業、内閣府予算に計上)を活用して実施。

- | | (平成29年度) | (平成30年度要求) |
|----------------------|----------|------------|
| ・産前・産後サポート事業 | 240市町村 | → 400市町村 |
| ・産後ケア事業 | 240市町村 | → 520市町村 |
| ・子育て世代包括支援センター開設準備事業 | 150市町村 | → 200市町村 |
- ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業について、市町村の人口規模に応じた補助基準額を設定(人口10万人～29万人の市町村を基準に補助額を増減)

※ 補助基準額の例	<産前・産後サポート事業>	<産後ケア事業>
人口 5万人の場合:	5,710千円	12,415千円
10万人の場合:	11,420千円	24,829千円
30万人の場合:	17,130千円	37,244千円

(2) 生涯を通じた女性の健康支援事業【拡充】

269百万円 → 311百万円

生涯を通じた女性の健康支援事業において、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」、「HTLV-1母子感染対策事業」を実施。

このうち、「不妊専門相談センター事業」については、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市への配置に向け必要な箇所数を計上。また、「女性健康支援センター事業」については、相談受付時間の延長等に係る加算を行うことにより、同センターの相談支援体制の強化を図る。

- | | (平成29年度) | (平成30年度要求) |
|---------------|----------|------------|
| ・不妊専門相談センター事業 | 74県市 | → 89県市 |

(3) 産婦健康診査事業【拡充】【一部推進枠】

351百万円 → 1,073百万円

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

- | | (平成29年度) | (平成30年度要求) |
|-----------|----------|------------|
| ・産婦健康診査事業 | 70,153件 | → 214,554件 |

【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業

（医療労務管理アドバイザー1名配置）

○労務管理面でのアドバイザー配置

社会保険労務士、
医業経営コンサル
タントなど

一
体
的
な
支
援

医業経営アドバイザー

○診療報酬制度面
○医療制度・医事法制面
○組織マネジメント・経営管理面
○関連補助制度の活用
等に関する専門的アドバイザーの派遣等

地域医療介護総合確保
基金対象事業

労働基準局予算
都道府県労働局が執行

平成30年度要求額 労働保険特別会計5,0(2,2)億円

都道府県
労働局

※ 地域の関係団体と連携した支援

医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・病院協会・
社会保険労務士会・医業経営コンサルタント協会等

マネジメントシステム
の普及・導入支援、
相談対応、情報提供等

医政局予算要求

都道府県衛生主管部局

平成30年度要求額 事項要求
（平成29年度予算 地域医療介護総合確保基金
公費904億円の内数）

勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各部
門責任者やスタッフ
が集まり協議

ガイドラインを参考に
改善計画を策定

課題の抽出

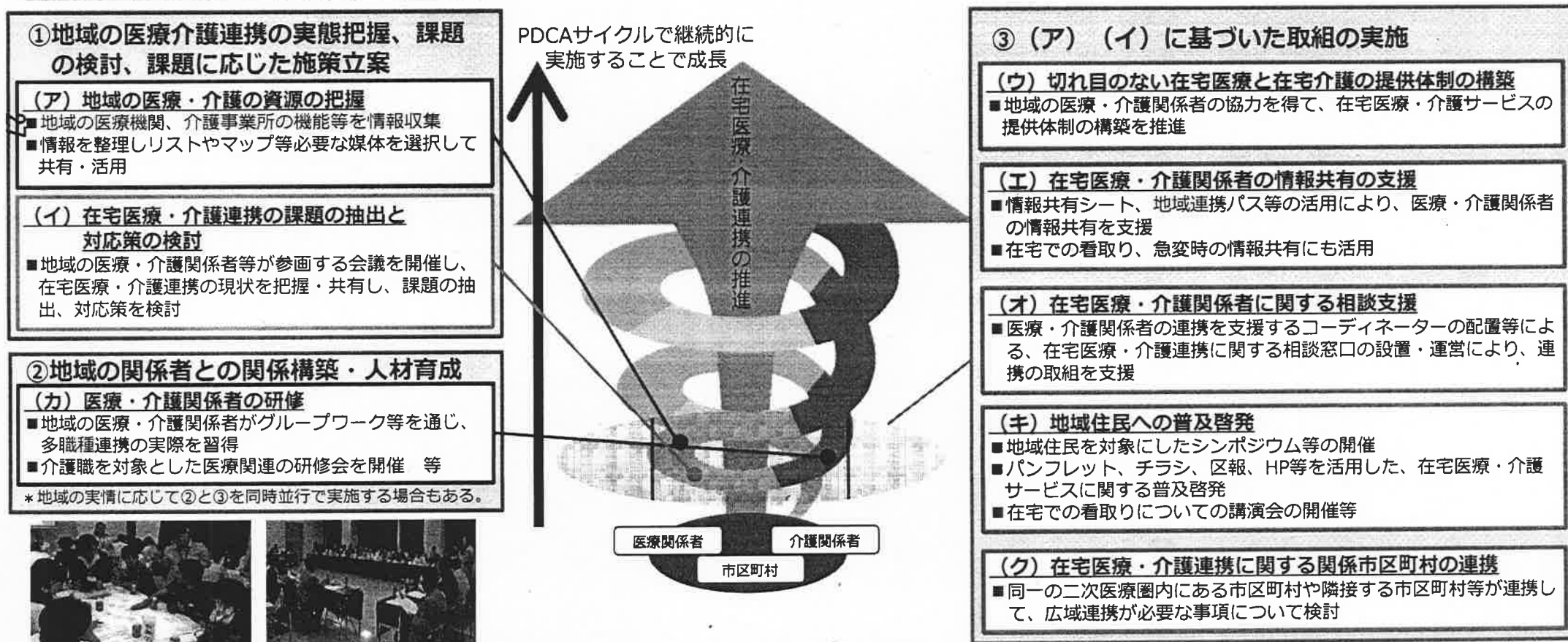
現状の分析

改善計画の策定

- ・医療従事者の働き方・休み方の改善
多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進
医師事務作業補助者や看護補助者の配置
勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など
- ・働きやすさ確保のための環境整備
院内保育所・休憩スペース等の整備
短時間正職員制度の導入
子育て中・介護中の者に対する残業の免除
暴力・ハラスメントへの組織的対応
医療スタッフのキャリア形成の支援 など

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ



○訪問看護レセプトの電子化に係る経費

保険局

平成30年度概算要求額：80,056千円

概要

- 医科・歯科・調剤及び介護レセプトについては、原則、オンライン又は電子媒体（電子レセプト）により請求することとされている。
- 業務の効率化、医療政策や医療の質の向上を図ることができることで、更にレセプト情報等の利活用が推進されるため、訪問看護レセプトの電子化を推進していく。そのため、平成28年度において、実施した、訪問看護レセプトの電子化における課題や実現可能性の整理のための調査研究事業の結果を踏まえ、検討を進める。
- 平成30年度概算要求においては、システムの仕組みや課題検討等、実現に向けた各種支援業務（工程管理、レセプト電算様式やオンライン提出のための伝送方式の設計検討等）、関係機関との調整会議・作業部会開催、制度の周知広報のために必要な経費を要求するものである。

※ レセプト電子化開始時期については関係機関と調整のうえ決定。

29

